

5-4 税額控除 ～住宅借入金等特別控除～

5-5 年調年税額の計算

年調年税額の計算

算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を差し引いた金額に、復興特別所得税を加算して年調年税額を算出します。

②算出所得税額	175,100円
③住宅借入金等特別控除額	△ 96,600円
④年調所得時額	78,500円
(復興特別所得税 (④×2.1%) 1,648円を加算)	
⑤年調年税額 (100円未満切捨)	80,100円

(源泉徴収簿)

整	差引課税給与所得金額(①-②)及び算出所得税額	① (1,000円未満切捨て) 2,726,000	② 175,100
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	③ 96,600	
	年調所得税額 (②-③、マイナスの場合は0)	④ 78,500	
	年調年税額 (④×102.1%)	⑤ (100円未満切捨て) 80,100	
	差引超過額又は不足額 (⑤-⑧)	⑥ 123,190	

住宅借入金等特別控除額

控除額は、「住宅借入金等特別控除申告書」で算出します。

住宅等の取得価額 (21,700,000円) と住宅等借入金の年末残高 (9,660,000円) の少ない方の金額に控除率 (1%) を乗じた金額

(住宅借入金等特別控除申告書)

等 特 別 控 除 額 の 計 算	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高 (⑤+⑩)	⑪ (最高 2,000万円) 円 9,660,000	年間所得の見積額
	特定増改築等の費用の額 (備考の(注2)参照)	⑫ (下の⑪) 円	
	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高 (⑬と⑭の少ない方) (備考の(注2)参照)	⑬ (最高 万円) 円	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (⑪×1%)	⑭ (100円未満の端数切捨て) 円 96,600	

(注1) ⑫欄の⑬の記入に当たっては、⑫割合又は⑬の割合を書き、異なる場
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控

6 不足額・超過額の精算

年調年税額が、年末調整の計算による所得者の納税すべき税額となります。

したがって、年調年税額の金額と給与等から源泉徴収した税額の合計額との差額が生じた場合はその差額を精算する必要があります。

6-1 不足額が算出された場合(⑧源泉徴収税額の合計額<㊵年調年税額の場合)

源泉徴収した税額(⑧源泉徴収税額の合計額)が納付すべき税額(㊵年調年税額)より少ないため、本人が負担すべき税額が不足していることとなります。

したがって、この場合は、12月給与の源泉徴収税額とは別に、不足税額分を追加して源泉徴収することとなります。

6-2 超過額が算出された場合(⑧源泉徴収税額の合計額>㊵年調年税額の場合)

源泉徴収した税額(⑧源泉徴収税額の合計額)が納付すべき税額(㊵年調年税額)より多いため、源泉徴収した税額が過大となります。

したがって、この場合は、過大に源泉徴収した税額(超過額)分を従業員に還付することとなります。

【超過額の還付方法】

12月支払分の給与等の納付書で納付する源泉所得税額から超過税額を差し引いて納付し、納付せずに残った源泉所得税預り金をもって還付します。

7 税額の納付

不足額及び超過額が算出された場合は、所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載して、納付することになります。

（例）従業員A・B・C在籍

従業員	12月支払分の給与に対する源泉徴収税額	不足税額	超過税額
A	50,000円	—	10,000円
B	40,000円	—	50,000円
C	30,000円	20,000円	—
合計	120,000円	20,000円	60,000円

<納付書>

区分	税額
俸給給与等	120,000円
年末調整による不足税額	20,000円
年末調整による超過税額	▲60,000円
合計額	80,000円

12月分を納付する際は、源泉徴収した140,000円（120,000円＋20,000円）のうち、超過税額60,000円を差し引いた金額の80,000円を納付します。

超過税額が、12月分の徴収税額よりも多い場合は、12月で差し引きれなかった残額を翌年1月分（及び2月分から順次）の納付すべき税額から控除することになります。

8 給与所得の源泉徴収票

8-1 給与所得の源泉徴収票とは

勤務先は、従業員等に給与を支払った場合、各人毎の源泉徴収票を作成します。

記載内容は、年末調整の算出した金額や、計算に使用した金額等を表記します。

8-2 作成する部数(年末調整をした人の場合)

① 法人の役員	年中の給与等の支払金額が150万円を超える場合	本人用 1部 税務署提出用 1部 市区町村提出用 2部 計4部
② 弁護士、税理士等に支払う給与	年中の給与等の支払金額が250万円を超える場合	
③ ①②以外の方	年中の給与等の支払金額が500万円を超える場合	
④ ①②③以外の方		本人用 1部 市区町村提出用 2部 計3部

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は 居所	(受給者番号)														
		(税額) 氏名 (フリガナ)														
種 別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額											
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		控除対象者である親族の数								
有	控除	特 定	老 人	其 他	人	特 別	其 他	人	人	人						
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額										
(摘要)																
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	高額医療保険料の金額	国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額						
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(1回目)	住宅借入金等特別控除(2回目)	住宅借入金等特別控除(3回目)	住宅借入金等特別控除(4回目)	住宅借入金等特別控除(5回目)	住宅借入金等特別控除(6回目)	住宅借入金等特別控除(7回目)	住宅借入金等特別控除(8回目)	住宅借入金等特別控除(9回目)	住宅借入金等特別控除(10回目)						
源泉徴収税額	氏名	区分	配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額						
控除対象扶養親族	1	氏名	区分	1	氏名	区分										
	2	氏名	区分	2	氏名	区分										
	3	氏名	区分	3	氏名	区分										
	4	氏名	区分	4	氏名	区分										
未成年者	外国	死亡	障害	本人が障害者	第	ひとり	勤	中途退職			受給者生年月日					
	人	者	者	者	号	学	生	脱職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
支払 者	住所(居所)又は所在地															
	氏名又は名称															

源泉徴収票は、給与所得者の収入、所得及び納税額等の証明書として使用されることが多い書類です。また、本人の確定申告を作成する上でも必要となる書類です。

1 年末調整の概要

1-1 年末調整とは

毎月の給与を支払う際、所得税が源泉徴収されます。

個人の所得税は、1年間の収入金額等を基にして納付すべき税額が計算されます。

「源泉徴収した税額の合計額」と「納付すべき税額」との間には開差が生じてしまうため、その開差額の精算をすることを「年末調整」といいます。

区分	年月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1/20	590,000	90,152	499,848	5	8,420		8,420
2	2/19	590,000	90,152	499,848	5	8,420		8,420
3	3/19	590,000	90,152	499,848	5	8,420		8,420
4	4/20	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
5	5/20	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
6	6/21	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
7	7/20	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
8	8/20	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
9	9/21	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
10	10/20	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
11	11/19	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
12	12/20	600,000	90,123	509,877	5	9,400		9,400
計		7,170,000	1,081,563	6,088,437		109,860		
6	6/10	900,000	137,430	762,570	5	93,430		93,430
12	12/24	900,000	137,430	762,570	5	93,430	▲123,190	▲123,190
計		1,800,000	274,860	1,525,140		93,430	▲123,190	

給与の支払の際に源泉徴収した所得税の合計額



1年間の給与の総額について、納付すべき税額（以下、「年調年税額」といいます。）